

国内経済要録

◇銀行等の6か月定期預金利率の一時的引上げ

日本銀行は11月30日、最近における経済情勢にかんがみ、年末賞与支給時の貯蓄を促進する見地から、ガイドラインとしての預金細目金利(10月号「要録」参照)のうち期間6か月の定期預金について特例を設け、12月10日から49年1月12日までに受け入れたものに限り、その利率を年1.0パーセント引き上げ、年6.25パーセント以下とすることを決定した。

◇期間6か月の定期郵便貯金等の新設

政府は12月8日、現下の経済情勢にかんがみ、郵便貯金法施行令の特例を定める政令を公布し、12月10日から49年1月12日までの期間に限り期間6か月の定期郵便貯金を設け、その利率を年6.25%とするとともに、当該貯金を担保とする貸付金の利率を年6.50%とし、いずれも12月10日から実施した。

◇割引金融債の臨時の条件改訂

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫では、11月30日、年末賞与支給時の貯蓄促進策の一環として、12月10日から49年1月12日までの期間限りの臨時措置として次の条件による割引金融債を発行することを決定した(なお、これに伴い同期間中従来の割引金融債は事実上発売中止の扱いとなる)。

割引金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は割引率、発行価格)

	変更後	変更前
割引金融債	6.997 (6.52%、93.46円)	6.746 (6.30%、93.68円)

◇石油緊急対策の決定

政府は、アラブ産油国の石油生産制限に伴うわが国への石油供給の削減が、国民生活および経済全般に及ぼす影響の大きさにかんがみ、概要以下のよう緊急対策を総合的に実施することとした。

(1) 石油緊急対策要綱(11月16日閣議決定)

イ. 現在の緊急事態に対処するため、石油等のエネルギーに関する節約運動の展開、強力な行政指導、国民経済および国民生活の安定確保のため必要な緊急立法の提案等、石油等の需要を減少させる施策を総

合的に実施する。

ロ. この緊急事態に対処するため、官公庁の石油等の使用節約について特別の申し合わせを行うとともに、産業界、一般国民等に対し、室内温度の適正化(20°C)、広告用・装飾用照明の自粛、不要不急の旅行の自粛、週休2日制の普及促進などをはじめとする石油等の消費節約のための全国民的な運動を展開する。

ハ. 行政指導の実施

(イ) 緊急に石油および電力の使用節減を図るため、本年11月20日から強力な行政指導を実施する。この場合、一般企業の節減率は、さしあたり12月末までは10%とする。

(ロ) (イ)の指導の実効性を確保するため、石油については石油を大量に使用する産業およびこれに関連の深い産業に属する大企業について、また電力については契約最大電力3,000kw以上の需要家について、特段の指導を行うとともに、風俗営業、大規模小売店舗等の営業時間の短縮、給油所の休日営業の自粛等を実施するよう、行政指導等により極力需要の抑制等を行う。

(ハ) 以上の行政指導等に伴う便乗値上げを防止し、不当利得を排除するための強力な施策を講ずるとともに、一般家庭用、公共輸送機関用、病院等の公共性の高い施設の石油等については、その適正な必要量の確保に努める。また中小企業向け石油を確保するよう石油販売業者に対する指導を行う。

ニ. 国民経済および国民生活の安定確保のため必要な緊急立法を次期通常国会冒頭に提案する。

ホ. 総需要抑制策および物価対策の強化

「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の適用品目の拡大、その他の物価対策の強化を図るとともに、総需要の抑制策を強化する。

ヘ. エネルギー供給の確保のための努力

以上の措置と並行して、石油供給の確保を図るために官民協力し、外交面を含め、あらゆる面において最大限の努力を行うとともに、石油資源の開発、原子力発電等を積極的に推進するほか、新エネルギー技術の開発を促進する。

(2) 緊急石油対策推進本部の設置(11月16日閣議決定)

緊急石油対策の実施に関し、関係行政機関相互の事務の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする緊急石油対策推進本部を置く。

(3) 官庁における石油、電力等の節約対策実施要綱(11月16日閣議決定、11月16日から当分の間実施)

石油、電力等の消費の節約を各分野において強力に推進するため、国民各層、産業界等に広く呼びかけるとともに、政府においても率先して、石油、電力等の消費節約のための措置(公用車の運行の削減等)を実施することにより約10%の節約を実現する。

◇政府の48年度経済見通しの改訂試算

経済企画庁は11月30日、「昭和48年度経済見通しの改訂試算」を閣議で報告、了承された。これは、原油の価格引上げと供給の削減、これに対する「石油緊急対策要綱」の閣議決定といった事態等を織り込んで、本年1月の当初見通しを暫定的に改訂したものである。

48年度経済見通しの改訂試算

1. 国民総生産等

(カッコ内は伸び率・%)

		47年度 実績	48年度当初見通し (1月26日) (閣議決定)	48年度 改訂試算
個人消費支出	名目実額	十億円 49,008 (15.3)	十億円 55,850 (15.2)	十億円 59,400 (21%程度)
民間住宅投資	名目実額	6,823 (31.2)	7,950 (21.4)	8,900 (30 ‰)
民間設備投資	名目実額	17,091 (15.1)	18,700 (14.0)	21,700 (27 ‰)
民間在庫投資	名目実額	2,111 (45.9)	3,700 (85.0)	3,700 (75 ‰)
政府支出	名目実額	18,388 (23.7)	21,450 (16.6)	21,400 (16 ‰)
海外経常余剰	名目実額	1,945 (△ 13.2)	1,600 (△ 20.0)	△ 100 (—)
国民総生産 (G N P)	名目実額	95,367 (17.6)	109,250 (16.4)	115,000 (21 ‰)
同 実 質		(12.0)	(10.7)	(6 ‰)
鉄工業生産		(10.8)	(12.0)	(8 ‰)
卸 売 物 価		(3.2)	(2.0)	(17 ‰)
消 費 者 物 価		(5.2)	(5.5)	(13 ‰)

(注) 統計上の理由等により、沖縄県分は含まれていない。沖縄県分を含む48年度の国民総生産は1,156,000億円程度(1月見通し1,098,000億円)。

2. 國際收支 (△はマイナス、カッコ内は前年比・%)

	47年度 実績	48年度当初見通し (1月26日) (閣議決定)	48年度 改訂試算
経 常 収 支	億ドル 61.6	億ドル 49.5	△ 8
貿 易 収 支	83.3	81.0	31
輸 出	294.4 (+ 19.4)	333.0 (+ 14.8)	380 (+ 29)
輸 入	211.1 (+ 30.1)	252.0 (+ 25.7)	349 (+ 65)
基 础 的 収 支	2.0	9.5	△ 86

◇昭和48年度一般会計補正予算案と財政投融資の追加

政府は11月22日、昭和48年度一般会計補正予算案を閣議決定するとともに、財政投融資の追加を閣議了承した。

昭和48年度一般会計補正予算案

(単位・億円、△はマイナス)

歳出の補正額	歳入の補正額
歳出の追加額 12,017	歳入の追加額 15,185
食管特別会計へ繰入れ 2,999	租税および印紙収入 15,080
米生産調整対策費 51	その他収入 105
給与改善費 2,169	
地方交付税交付金 4,240	
日本国有鉄道事業助成費 1,194	
建築単価の改定等 109	
義務的経費の追加 634	
生活保護基準等の引上げ 40	
配合飼料価格安定緊急対策費 209	
その他の経費 367	
歳出の修正減少額 △2,131	歳入の修正減少額 △5,300
既定経費の節減 △481	公債金 △5,300
予備費の減額 △1,650	
補正額計 9,885	補正額計 9,885

(注) 昭和48年度補正後予算規模

152,726億円(前年度121,189億円)

対前年度補正後比伸び率 +26.0%(前年度+25.5%)

昭和48年度財政投融資の追加

(単位・億円)

	今 追 加 額	次 既 往 加 額	合 計
日本国有鉄道	1,765		1,765
国民金融公庫	—	1,710	1,710
中小企業金融公庫	—	1,820	1,820
商工組合中央金庫	—	445	445
合 計	1,765	3,975	5,740

(注) 昭和48年度財政投融資今回追加後規模

74,988億円(前年度61,927億円)

対前年度追加後伸び率 +21.1%(前年度+27.7%)

△米・麦の政府売渡価格の引上げ

政府は11月14日、①米の政府売渡価格を49年4月1日から9.8%引き上げる(うるち玄米1~4等平均60kg当たり7,806→8,571円)、また②麦の政府売渡価格も48年12月1日から平均35%引き上げる(小麦1トン当たり34,674→46,740円)ことを物価対策閣僚協議会で決定した。

△為替管理の一部手直し

大蔵省では、最近における国際収支の動向等にかんがみ、為替管理の一部を概要次のとおり手直しすることとした。

(1) 外国投資家の本邦株式および債券取得規制の廃止
(株式は11月6日から、債券は12月1日から実施)

外国投資家が本邦株式および債券取得の認許可を受ける場合は、本邦証券会社または為銀を代理人とし、かつ取得額を昭和47年10月21日以降の処分額の範囲内に制限してきたが、この取得規制を廃止する。ただし、新発債については、国内金融面への影響を考慮し、これを制限的に取り扱う。

(2) 非居住者の円保有制限の限定的緩和

イ. 円建債、円建貸付金の代り円貨に対する滞留制限の緩和(11月1日から実施)

非居住者の発行する円建債および非居住者に対する円建貸付金の代り円貨については、なるべく速やかに国外に持ち出させる取扱いしてきたが、この制限を緩和する。

ロ. 非居住者自由円勘定に対する円転換規制の一部緩和(11月15日から、実施)

非居住者自由円勘定残高のうち、一部のものを円転換規制上別枠として取り扱う。

(3) 為替予約取引の一部自由化(11月15日から実施)

イ. 非居住者の本邦市場における先物予約取引の期間は従来6ヶ月以内に限定してきたが、この制限を撤

廃する。

ロ. 従来、居住者がその先物予約取引実行のため居住者用外貨預金勘定残高を充当することは禁止していたが、これを認める。

(4) 中長期現地貸付および本社保証に対する規制の一部緩和(11月15日から実施)

本邦為銀の行う期間1年超の現地貸付・現地保証および本邦企業がその海外支店、現地法人の借入れのため行う本社保証のうち、当該貸付、保証により供給された外貨資金が本邦からの輸出代金として還流するものについては従来許可しない取扱いしてきたが、この制限を現地貸付、現地保証については緩和し、本社保証については撤廃する。

(5) 輸出前受金の規制緩和(11月24日から実施)

昭和47年6月29日以降、1契約5千ドル超の輸出前受金については円貨交換の際要許可とし実質禁止してきたが、この要許可限度の金額を1万ドルに引き上げる。

(6) 本邦からの輸出船舶の用船契約に関する規制廃止(11月24日から実施)

昭和47年10月23日以降、本邦からの輸出船舶の用船契約については要許可としてきたが、これを自由とする。

(7) 対外証券投資に対する一部規制(11月13日から実施)

従来、居住者の外貨証券取得については包括許可の扱いしてきたが、このうち外国政府の発行する短期証券その他短期外貨証券で取得の日から償還の日までの期間が6ヶ月を超えないものは個別許可を要することとし、取得を実質的に禁止する。

△非居住者自由円債務についての準備率の変更

日本銀行は12月4日、最近における国際収支の動向等にかんがみ、準備預金制度の準備率のうち非居住者自由円債務の増加額についての準備率を次のとおり変更し、12月10日から実施することとした。

	変更後	変更前
準備率	10%	50%

なお、増加額計算の基準となる残高は不变(47年5月21日から同年6月20日までの平均残高)。

△証券会社の有価証券保有枠の拡大

大蔵省は11月20日、証券会社の有価証券保有枠を次のとおり拡大することを決定した(12月1日実施)。

(1) 商品有価証券の保有枠

イ. 大手4証券会社については過去5営業年度の平均

年間委託売買高の 1.1%とする(従来は46年 9月末の純財産額の40%)。

ロ. 大手 4 証券会社以外の18社については、48年 9月末の純財産額の 40 %とする(従来は46年 9月末の純財産額の40%)。

(2) 投資有価証券の保有枠

48年 9月末の純財産額の20%とし、適用を全証券会社に拡大する(従来は大手 8 証券会社について、47年 9月末の純財産額の20%)。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場に

おける一流銀行引受手形割引率の変更等に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	%	%	%	%
11月12日以降	10.375	10.375	10.625	10.625
21日以降	10.500	10.500	10.750	10.750
12月3日以降	10.625	10.625	10.875	10.875
	11.000	11.000	11.250	11.250